

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（327））
2. 日時：平成29年9月6日 10時00分～12時35分
3. 場所：原子力規制庁 13階B会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全規制調査官、正岡安全審査官、伊藤安全審査官

（シビアアクシデント研究部門）

石川技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員 発電管理室室長（許認可担当） 他
8名

東北電力株式会社：東通原子力発電所 機械補修課 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 補修部 機械補修課 担当

中国電力株式会社：電源事業部 担当（原子力設備）

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価』における、「原子炉格納容器の限界温度・圧力」について、これまでのヒアリングでの指摘を踏まえて説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - 評価手法の見直しを予定している原子炉格納容器本体の構造健全性評価について、過去の工事計画認可で評価している応力分類毎に重大事故等環境下における考慮の要否を整理して考え方を提示すること。
 - トップヘッドフランジのシール部に関しては厳密な施工管理が必要となることから、フランジの溝及びタンク（突起部）の健全性を確認する方法について、外観目視点検以外の方法を整理して提示すること。
 - 製作公差を踏まえた許容開口量に対し、解析による開口量との差が微少であることを踏まえ、フランジの溝及びタンクの実測値が許容値を超えた場合の対応について整理して提示すること。

- 許容開口量の設計について、不確実さに対する保守性の取り方を整理して提示すること。
- 重大事故時の環境条件が、メーカーが保証する改良 EPDM の環境条件に比べ過酷なものであることを踏まえ、重大事故等時におけるガスケットの品質管理の妥当性について考え方を整理して提示すること。
- 実機フランジ模擬試験について、漏えいの観点から試験結果を整理して提示すること。また、閉じ込め機能の接触幅への依存性の有無について整理して提示すること。
- 電気配線貫通部の機能維持評価について、モジュール型電気配線貫通部の既往環境試験結果と、他の試験結果との比較をもって、閉じ込め機能が確保できるとしているが、200 度条件における成立性を再度整理して提示すること。
- 重大事故発生後 7 日間経過後、速やかな補修が困難な部材として電気配線貫通部の耐環境性評価を行っているが、これ以外の部位についても累積放射線照射量 800kGy の環境下における影響の有無を整理して提示すること。また同内容について、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第 43 条の環境条件に対する基準適合性を整理して提示すること。（格納容器内の計装類、これらの代替推定手段も含む。）
- バックアップシールの施工方法を再度整理するとともに、施工の目的を事故の前後を区別した上で整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

また、これまでの指摘に対する審査会合での回答を 9 月 12 日に予定していたが、原子炉格納容器本体及び構造不連続部に対する評価手法を変更したことを踏まえ、説明資料の精査に時間を要するため、審査会合での説明時期を延期する旨の発言があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 原子炉格納容器の限界温度・圧力（指摘事項に関する回答）
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価